

食事申込みについての確認事項

食事申込みについては、下記の事項をご確認のうえ記載漏れや提出漏れなどないようお願いします。

1) 食事申込書、野外炊事注文書、食材注文書は、必ず2週間前までに提出してください。

①食事申込書

- ・食事の内容に○印をしてください。(自主手配される場合も、該当欄に○印をお願いします)
- ・連泊の場合は、連泊食のメニューを変えるよう配慮します。
- ・おまかせ弁当欄は、()内に料金を記入してください。
- ・食物アレルギーについては代替食献立表に記載のとおり、特定原材料28品目を含む食品の代替食、または除去による対応のみを行っています。
- ・食品原材料内訳表(食品成分表)をご希望の場合は、別途お申し出ください。

②野外炊事注文書

- ・バーベキューセット、焼きそばセットの材料はカット済み、班分け可能です。

③食材注文書

- ・希望の食材は、具体的にできるだけ細かい情報を記入してください。

2) 数変更、取りやめ(キャンセル)について

- ・食事申込みの数変更、取りやめ(キャンセル)の連絡期限は下記のとおりです。
- ・できるかぎり調整いただけるようお申込みから最大期限を設けていますが、食材調達、人員手配などの都合により期限後の数変更、取りやめ(キャンセル)はキャンセル料金が発生しますので、ご了承いただいたうえでお申し込みください。

※ただし、災害などの不可抗力による理由または管理上の都合による場合を除きます。

区 分	若干数変更	大幅数変更、取りやめ(キャンセル)
	【申込数の25%以下かつ10食までの変更】	【申込数の25%を超えるまたは10食を超える変更】
標準食	前日10時まで	7日前の17時まで
特別食	4日前の17時まで	
弁当	4日前の17時まで	
野外炊事食材	4日前の17時まで	
食材(食材注文書による注文)	11日前の17時まで	
ドリンク(紙パックジュース等)	数変更、キャンセル不可	

※当施設では、利用日の2週間以上前から食材調達、人員手配等の準備に取り掛かりますので、大幅数の変更や取りやめ(キャンセル)を極力控えていただくよう、ご理解とご協力をお願いします。
やむを得ない事情で大幅な数変更等をされる場合は、連絡の期限に注意してください。